

香川テレビ放送網株式会社 IP-VOD サービス「milplus(みるプラス)」契約約款

(総則)

第1条 当社は、このIP-VODサービス「みるプラス」契約約款（以下「本約款」という）に基づき、IP-VODサービス（以下「本サービス」という）を提供します。

(約款の適用)

第2条 本約款は、当社が提供する本サービスに適用されるものとし、本サービスの利用者（以下「契約者」という）は、本約款を遵守するものとします。

- 2 当社は、本サービスの運営業務の一部を提携事業者および業務委託先に委託することができます。
- 3 当社は、契約者の承諾なく、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(本サービスの内容)

第3条 本サービスはインターネット回線を使用して当社が提供する映像その他コンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」という）を視聴することができる映像配信サービス（以下「ビデオサービス」という）です。

- 2 本サービスの対象地区は日本国内とします。
- 3 本サービスは地域情報、建物（配線）状況により利用できない場合があります。

(提供条件)

第4条 当社は本サービスを、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる団体への提供は行わないものとします。

- 2 本サービスの利用にあたっては、本約款を承諾の上、当社所定の手続きに従い必要事項の登録を行うことにより申込みものとします。必要事項の登録は正確に事実を登録するものとし、理由の如何にかかわらず虚偽の登録をしてはならないものとします。

(本サービスの種類)

第5条 本サービスには次の各号で定める種類があります。

- (1) 「見放題バックプライム」
当社が提供する月額固定料金自動更新型の有料ビデオ・オン・デマンドサービスで、スポーツなどのライブ配信も含まれます。

- (2) 「見逃し番組」
当社とチャンネル視聴契約のある利用者に対し、提携事業者である放送事業者および番組提供事業者がプロモーションを目的として無料提供するビデオ・オン・デマンドサービスで、各チャンネルで放送された番組の中から特定範囲の番組を見逃し視聴対象番組として、当月の月初から月末までの1ヵ月間を利用単位として利用できるサービスです。

- (3) 「FOD」
フリー・オン・デマンド（Free On Demand）の略称で、当社ないしは提供事業者と本サービスに関する契約が結ばれていることを前提として無料で映像コンテンツを視聴できるサービスをいいます。

(本サービスの視聴申込み)

第6条 当社は、契約者に対して別途定める「IP-VODサービス利用に関する機器仕様」を満たした機器（以下「推奨機器」という）を通じて、本サービスを提供します。

- 2 本サービスの視聴を希望される方（以下「視聴希望者」という）は、別途定める当社指定の申込み方法や当社および提供事業者が提供するポータルサイト、アプリ等の画面上において、利用者ID、パスワード、支払方法等の認証情報を用いて視聴を申込みものとします。

- 3 「見放題バックプライム」の視聴希望者は、別途定める当社指定の申込み方法により契約を締結するものとします。なお、利用開始月の利用料金は発生しませんが、利用開始月内の解約は受付ないものとします。

(視聴年齢制限付きコンテンツ)

第7条 本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するコンテンツ（以下「視聴年齢制限付きコンテンツ」という）があります。視聴年齢制限付きコンテンツは、視聴可能な年齢に到達している契約者が暗証番号入力を行うことにより、視聴することができます。

- 2 年齢制限付きコンテンツを視聴するための暗証番号は、20歳以上の契約者からの申請に対して、当社もしくは提携事業者を通じ所定の方法により通知します。

- 3 暗証番号は4桁の数字とし、当社が別に定める方法により契約者が任意の番号に変更できるものとします。

- 4 契約者は暗証番号について注意をもって管理するものとし、不正使用が想定される事態を発見した時は、契約者が暗証番号を変更する等の措置を講じるものとします。当社は最低視聴年齢に満たない者が視聴年齢制限付きコンテンツを視聴したことによる損害について、その損害を賠償いたしません。また、契約者は、第三者による暗証番号およびパスワードの不正使用等により発生した本サービスの料金等について、その金額を当社に支払うものとします。

(認証情報)

第8条 サービス利用の際に、契約者は当社が別途定める方法にてIDとパスワードを取得・設定するものとします。

- 2 契約者は、自らの認証情報について、自己の責任によって厳正管理するものとし、認証情報を第三者に開示し、利用させ、その他貸与等を行うことはできず、また認証情報を第三者が知ることができる物件上に手記・放置する、生年月日等の第三者に類推されやすい情報を認証情報にする等の注意義務を怠ると認められる行為をしないものとします。

- 3 認証情報を利用して行われた行為は、全て契約者によって行われたものとみなし、契約者は当該行為について責任を負うものとします。

- 4 契約者は、認証情報が第三者に知られた場合、第三者に不正に利用されている疑いのある場合または認証情報の失念があった場合、当社へ直ちにその旨を通知するものとし、認証情報の不正利用等が拡大しないようにするものとします。

- 5 契約者は、自己のIDおよびパスワードが使用されたことにより当社、提供事業者または第三者に対して損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならないもの

とします。

(契約の単位と成立)

第9条 本サービスの契約については、契約者が本約款および提携事業者の規約に同意し、当社所定の契約申込書に必要事項を記入・捺印の上、これを当社に提出し当社が承認した際に成立するものとします。

- 2 契約者およびIDを付与した家族毎に別途定める本サービスを利用するための機器（デバイス）を最大5台登録できるものとします。

- 3 IDを付与された契約者とその家族による本サービスの映像コンテンツの同時利用は登録が完了した機器最大3台までとします。ただし、同一IDにおいては異なる登録完了の機器であっても同時に同一の映像コンテンツは利用できないものとします。

- 4 当社は契約申込書の提出があった場合でも、次の場合には承認しないことがあります。

- (1) 契約申込者が、本約款および提携事業者の規約上請求される諸料金の支払いを怠る虞があると認められる場合

- (2) 契約申込者が、本約款および提携事業者の規約に違反する虞があると認められる場合

- (3) 本サービスの提供を受ける為に必要な環境の構築が困難であると判断される場合

- (4) 契約申込者が未成年であり、かつ法定代理人の同意を得ていない場合

- 5 契約者は、契約の締結について、地主、家主、その他利害関係者がいるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関し責任を負うものとします。

(申込の撤回等)

第10条 契約申込者は、契約申込の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込の撤回又は当該契約の解除を行うことができるものとします。ただし、契約後、宅内工事を着工済、又は完了前の場合には契約者はその工事に要した費用を負担するものとします。

- 2 前項の規定による契約申込の撤回等は、同項の文書を受理したときにその効力を生じます。

(料金の適用)

第11条 本サービスの料金は、登録料、利用料、IP-STB機器代、工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。

(利用料)

第12条 契約者は、料金表に定める利用料を当社に支払うものとします。

- 2 利用料は、機器引渡月分は無料とし、翌月分から利用料金を支払うものとします。

- 3 当社は、提供事業者であるジュピターエンタテインメント株式会社（以下「JE」という）が提供する「見放題バックジャンル」および「TVOD」の債権譲渡を受け、「見放題バックジャンル」および「TVOD」の利用債権の回収を行うものとし、契約者は「見放題バックジャンル」および「TVOD」の利用料を当社に支払うものとしたします。

- 4 当社は、社会経済情勢の変化、提供するサービスの内容の変更に伴い、利用料の改定をすることがあります。その場合は、改定の1ヶ月前までに当該契約者に通知します。

(料金の支払方法)

第13条 料金の支払方法は、当社が指定するクレジットカードによる決済といたします。

- 2 当社は、原則として契約者に対して請求書および領収書の発行は行わないものとします。

(料金の返還)

第14条 当社の責めに帰すべき事由により「見放題バックプライム」が、継続して24時間以上提供しなかった場合は、24時間ごとに日数を計算しその日数に対応する料金を返還します。ただし、天災、事変、その他当社の責に帰すべきことのできない事由によるサービス停止の場合は、この限りではありません。

(割増金)

第15条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(延滞利息)

第16条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を3ヵ月経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。

(禁止行為)

第17条 契約者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) ビデオコンテンツを複製もしくは複製し、または翻訳もしくは編集、修正、改ざんその他の変更を加える行為

- (2) ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為

- (3) 不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為

- (4) 本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為

- (5) 前各号に定めるほか、当社または第三者が所有する著作権、著作隣接権等の知的財産権その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為

- (6) 法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為（一時中断）

第18条 当社は、次の各号のいずれかの事由に該当する場合、本サービスの全部または一部の提供を一時中断することがあります。これにより契約者または第三者に損害が発生した場合においても一切の責任を負わないものとします。

香川テレビ放送網株式会社 IP-VOD サービス「milplus(みるプラス)」契約約款

- (1) 当社が本サービスを提供するために使用する設備について、障害が発生または保守点検もしくは改修等を行う場合
- (2) 火災、停電、天災およびその他不可抗力により本サービスを提供できない場合
- (3) その他、当社が本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供を一時中断する場合には、当社が適当と判断する方法で事前に契約者に通知するものとします。但し、緊急の場合は、この限りではありません。
- 3 当社および提携事業者は、事前に当社および提携事業者が適当と認める方法で利用者および契約者に周知することにより、契約者に何らの補償をすることなく、本サービスの内容を変更し、または全部もしくは一部を中止することができます。これにより契約者または第三者に損害が発生した場合であっても、当社および提携事業者はその責任を一切負わないものとします。
- (責任)
- 第19条 当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性及び有用性等について、如何なる保証も行わないものとします。また、本サービスの提供において、当社および提携事業者が採用する暗号技術は、当社および提携事業者が適当と判断する限りのものであり、その完全性、安全性等に関していかなる保証もおこなわないものとします。
- 2 契約者は、本サービスを利用するにあたり、自らの責任と費用で機器や通信手段等の必要な環境を整えて本サービスにアクセスする必要があります。当社は契約者の本サービスへの利用手段には関与しないものとし、機器や通信手段等の不具合にかかる責任を負いません。
- 3 契約者が本サービスの利用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合、当社は、一切の責任を負わないものとし、契約者は自己の責任と費用負担においてかかる第三者に生じた損害または損失およびこれに関連するすべての問題を処理解決し、当社に何ら負担が生じることのないようにするものとします。
- 4 契約者が本規約に違反した行為、または不正もしくは違法な行為によって当社等に損害を与えた場合、当社は、当該契約者に対して損害賠償の請求を行うことができるものとします。
- 5 IP-STBの保証期間は機器引渡日から1年間とします。セットアップガイド等に従った正常な使用状態で故障した場合には、保証期間内に限り、無料修理するものとします。
- (本サービスの利用の制限)
- 第20条 契約者は、当社が事前に承認した場合（情報等に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当社を通じ、事前に当該第三者の承認を取得することを含む）を除き、本サービスを通じて入手したいかなる情報等についても、契約者個人としての私的使用以外の目的には使用しないものとします。
- 2 契約者は本サービスに関して、私的使用の目的を超える行為、営業活動、営利を目的とした行為、およびそれらの準備を目的とした行為を行わないものとします。
- (本サービスの停止および解除)
- 第21条 当社は、契約者が次のいずれかに該当すると当社が判断した場合、契約者への事前通知または催告なしに、直ちに本サービス提供停止、または本サービスの利用資格の取消しをすることができるものとします。この場合において契約者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (1) 利用料金の支払いの滞り
- (2) 第4条を満たさなくなった場合
- (3) 当社への届け出内容に虚偽があったことが判明した場合
- (4) 本サービス提供を妨害した場合
- (5) 本約款または提携事業者約款等のいずれかに違反した場合
- (6) 本サービス利用に関連して、当社、他の利用者または第三者に損害を与えたことが明らかな場合
- (7) その他、当社が利用者として不適切と判断した場合
- (知的財産権および成果物の帰属)
- 第22条 本サービス上で提供される全てのビデオコンテンツに係わる著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、すべて当社およびビデオコンテンツの提供者に帰属します。契約者はビデオコンテンツの視聴のみできるものとし、ビデオコンテンツの二次利用および第三者への転許諾等一切行うことはできません。
- 2 契約者がアンケート等で当社に回答いただいた内容等についての著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）その他の知的財産権は、全て当社に帰属するものとし、契約者は、自己が回答した内容等につき著作権者人格権を行使しないものとします。
- (権利義務の譲渡等の禁止)
- 第23条 契約者は、本規約に基づく権利義務のいかなる一部についても、譲渡、貸与または質入等の担保設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。
- (一時休止)
- 第24条 一時休止は、最大6ヵ月間とします。
- 2 契約者は、一時休止または再開時に当社が定める手数料を支払うものとします。
- (設置場所の変更)
- 第25条 契約者は、次の場合に限りIP-STBの設置場所を変更できるものとします。
- (1) 変更先が同一の構内又は同一の建物内
- (2) 変更先が当社の業務区域内かつ当社が定める技術基準に適合する場合
- 2 前項の変更に必要な工事および変更に必要な費用は契約者の負担とします。
- (名義変更)
- 第26条 契約者は相続の場合、当社の承諾を得て名義を変更することができるものとします。
- (その他の契約内容の変更)

第27条 当社は、契約者から請求があったときは、契約内容の変更を行います。

(解約)

第28条 契約者は、本サービスを解約しようとするときは、解約を希望する日の10日以上前に文書により当社にその旨申出るものとします。

2 契約者は、解約日の属する月まで利用料を支払うものとします。なお、期間は月単位とし、日割り計算による精算は行わないものとします。

3 契約者は、解約時に当社が定める解約手数料を支払うものとします。

4 「見放題パックプライム」は利用開始月内の解約は受付けないものとします。解約もしくは契約の解除があった場合には、当該月の利用料を支払うものとします。

(個人情報、通信内容等の利用)

第29条 契約者が本サービスを利用する過程において、当社が知り得た個人情報の取り扱いについては、当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」が適用されるものとします。

2 契約者は、個人を識別することができる情報（個人情報）ならびに本サービスの利用履歴、アクセス履歴等の利用履歴等（履歴情報）を、当社が次の目的で収集および利用することにつき、あらかじめ承諾するものとします。

(1) 本サービスの契約の締結およびサービス提供

(2) 本サービス料金の請求

(3) 本サービスに関する情報の提供

(4) 本サービスの向上を目的とした視聴者調査

(5) IP-STBの設置

(6) 本サービスの利用状況等に関する各種統計処理

(7) 本サービスおよび当社が提供するその他サービスを行う上で業務上必要な場合

3 契約者は本サービスの利用にあたり、前項に加えて契約者の通信内容が記録されることについて承諾するものとし、当社は、その必要に応じ、法令に反しない範囲でその内容を確認して必要な利用をするものとします。

4 当社は、契約者のアクセス履歴および利用状況の調査のため、その他利用者に最適のサービスを提供するために、契約者が当社のサーバーにアクセスする際のIPアドレスに関する情報、携帯端末でアクセスした場合には携帯端末の機体識別番号に関する情報、およびクッキー（Cookie）の技術を利用して利用者のアクセス履歴等に関する情報を収集します。契約者がブラウザでクッキーを拒否するための設定を行った場合、本サービスの利用が制限されることがあります。

5 第2項および前項で収集した情報は、法令に反しない範囲で、前項に定める目的のために利用し、必要な範囲で情報の取り扱いを委託先に委託する場合があります。また、正当な理由がある場合を除き、第三者に提供または開示等しないものとします。

6 当社は、契約者、第三者の生命・身体・財産の保護、または本サービスの運営や当社の権利・財産の保護のために必要があると判断した場合、必要に応じ、法令に反しない範囲で契約者に関する事項を自ら利用し、または警察その他の公的機関や著作権等の財産権・その他諸権利を有すると合理的に推測される者等に開示・提供することができるものとします。

7 個人情報の入力をいただけない場合、本サービスのお申込を受け付ける事ができませんのでご了承ください。

8 お客様にはご自身の個人情報について開示・訂正・削除を要求する権利があります。請求の方法に関しては下記、個人情報に関する連絡先までお問い合わせください。

9 当社の個人情報保護管理者及び個人情報に関する連絡先

香川テレビ放送網 個人情報保護管理者 取締役営業部長

個人情報相談窓口 0877-46-5000

(通信の秘密)

第30条 当社は、電気通信事業法および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年総務省告示第695号）に基づき、契約者の通信の秘密を守ります。

2 次に掲げる場合は、通信の秘密の適用除外とするものとします。

(1) 通信当事者の同意がある場合。

(2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条（裁判官の発する令状による差押等）に基づく強制的処分が行われる場合。

(定めなき事項)

第31条 本約款に定めなき事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社および契約者は契約約款の趣旨に従い、誠意をもって協議の上解決にあたるものとします。

(管轄裁判所)

第32条 当社と契約者との間に紛争が生じた場合、高松地方裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

(1) 当社は特に必要があるときには、この約款に特約を付することができるものとします。

(2) この約款は、平成26年3月1日より実施します。

香川テレビ放送網株式会社 IP-VOD サービス「milplus(みるプラス)」契約約款

【料金表】

通則

(料金表の適用)

- 1 本サービスに関する料金は、この料金表の規定によります。
- (料金等の変更)
2 当社は本サービスに関する料金を変更することがあります。この場合には変更後の料金に関する費用によります。
- (消費税相当額の加算)
3 約款の規定により、料金表に定める料金について支払を要する額は、消費税を加算した額とします。なお、消費税率が変更になった場合には料金が変わります。

(料金表)

1 加入登録料

(金額は全て消費税別)

区 分	単 位	料金額
加入登録料	1 契約 ID ごと	3,000 円

2 工事費

(金額は全て消費税別)

区 分	単 位	料金額
IP-STB 設置費	1 台目	実費
IP-STB 設置費	2 台目	実費
IP-STB 再設置費	1 台ごと	実費

3 機器代

(金額は全て消費税別)

品 目	単 位	料金額
IP-STB	1 台ごと	12,000円
リモコン	1 台ごと	3,500円
電源コード	1 台ごと	2,500円

4 利用料(月額)

(金額は全て消費税別)

対象となる品目	当社との契約内容	
	テレビまたは KBN-NET 加入者	当社との契約無し、または ケーブルプラス電話のみ加入
IP-VOD「みるプラス」基本利用料	300円	1,000円
見放題パック プライム	934円	934円

※単位は1契約ID毎

5 手続きに関する料金

(金額は全て消費税別)

区 分	料 金
解約料	3,000円
手数料	525円